

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利博朗
理 事 宮城政剛



濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約の変更契約について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
那覇市より「濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約の変更契約について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

那健保総第 4922 号
令和 4 年 12 月 26 日

一般社団法人 那覇市医師会
会長 友利 博朗 様

那覇市長 知念 覚
(公印省略)

濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約の変更契約について

平素より、本市保健衛生行政へのご理解、ご協力並びに新型コロナウイルス感染症対策へのご協力感謝申し上げます。

みだしのことにつきまして、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 4 年 7 月 25 日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、医療従事者が濃厚接触者となった場合、業務前の検査による陰性確認等の要件を満たせば医療に従事することが可能となっております。

当該検査は行政検査として、令和 4 年度も引き続き、貴会と集合契約を締結し、各医療機関で実施した検査の費用を公費で負担しております。

契約期間について、令和 4 年 12 月 31 日までとなっておりますが、引き続き **令和 5 年 3 月 31 日まで延長** となりますので、変更契約のご対応をよろしくお願いします。また、適用期間については、感染状況を鑑み、終期については改めて通知致します。

当該契約に関する貴会員への周知をお願い致します。

記

送付資料 *主な変更箇所

- (1) 医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託変更契約（案）
- (2) 委託概要 *令和 5 年 3 月末まで契約期間延長
- (3) 委任状 *令和 4 年度既に提出済の場合は再提出不要
- (4) 濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の実施届出・実績報告等
(様式 1・2 等) *検査日：令和 5 年 3 月末まで選択可
- (5) Q & A
- (6) 参考資料（検査フロー図・検査対象期間）
「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」
(令和 4 年 7 月 25 日付け改正厚生労働省事務連絡)

【担当者】 那覇市保健所保健総務課感染症グループ 恩納

TEL : 098-853-7972 FAX : 098-853-7966

委託概要

1. 契約目的

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年7月25日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染省対策推進本部事務連絡）に基づき、医療機関において、濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査を実施することにより、勤務可能な医療従事者を確保し、医療提供体制の維持を図る。

2. 契約の対象者

那覇市内の病院又は診療所

3. 契約方法

那覇市との個別契約。

ただし、那覇市医師会所属医療機関は、同医師会を通じての集合契約とする。

4. 契約期間

令和4年4月1日から**令和5年3月31日まで**。

ただし、委託契約の適用期間は、別途通知するものとする。

5. 検査の目的

濃厚接触者となった医療従事者の勤務のための陰性確認を目的とする。

6. 検査対象者

以下のすべての要件を満たす者が検査の対象者となる。

- ・他の医療従事者による代替が困難な医療従事者で、無症状であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済で、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ・濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

7. 検査の種類及び単価

- ・抗原定性検査 3,000円/件（税込）
- ・抗原定量検査 5,500円/件（税込）
- ・PCR検査 7,000円/件（税込）

8. 検査の流れ

① 濃厚接触者の把握

保健所からの濃厚接触者の認定を踏まえて、各医療機関の管理者において、検査対象者を決定する。なお、保健所業務の逼迫により、濃厚接触者の認定が困難な場合は、医療機関における濃厚接触者候補のリストアップを可能とする。

令和4年4月1日から7月24日までは最終暴露日から**5日間**、令和4年7月25日以降は最終暴露日から**3日間**が検査の対象期間となります。

② 実施届出

検査実施前に、届出様式（様式1）を那覇市保健所あて電子メールで提出する。

【提出先】那覇市保健所 保健総務課 恩納

アドレス：K-SOU002@city.naha.lg.jp

（ケイ・エス・オー・ユー・ゼロ・ゼロ・2@）

※メールの件名は「（医療機関名）医療従事者行政検査」とし、添付ファイルにはパスワードをかける等、個人情報の取扱いに十分注意すること。

③ 検査の実施

対象者の検査を行い、陰性確認後、当該医療従事者の勤務が可能となる。

陽性となり、発生届対象となる場合は、医療機関において原則 HER-SYS で那覇市保健所へ発生届を提出する。発生届対象外の方へは、必要な案内を行ってください。（R4.9.26より全数届出の見直しで発生届対象が限定化されたことによる対応）

HER-SYS の ID 登録がまだの医療機関については、別紙の「【HER-SYS】医療機関等 利用者 ID 登録申請書（兼 ID 通知書）」を事前に那覇市保健所あて電子メールで提出しておくこと。

【提出先】K-SOU002@city.naha.lg.jp

※メールの件名は「（医療機関名）HER-SYS ID 申請」とすること。

④ 実施報告及び請求

検査実施の翌月10日までに、報告様式（様式2）及び請求書を、那覇市医師会に提出する。那覇市医師会は、とりまとめの上、同月20日までに那覇市に送付する。（個別契約の場合は、直接那覇市への送付）

⑤ 支払い

市にて、実施報告を確認し、各医療機関へ委託料を支払う。

9. その他

- ◆ 本委託契約は、厚生労働省事務連絡（※）に基づく行政検査を対象としたものであることから、当該事務連絡が改正された場合には、改正内容に沿って、契約内容が変更となることがあります。
※「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年7月25日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ◆ 濃厚接触者となった医療従事者の勤務については、他の医療従事者による代替が困難な場合に限る運用を徹底し、感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- ◆ 業務従事前に陰性を確認する目的での検査となるため、原則、自院での検査としてください。
- ◆ 本委託契約の効果は遡及可能であることから契約締結前であっても、市が適用を認めた期間については支払いの対象となります。ただし、前年度分の支払いはできませんのでご注意ください。
- ◆ 沖縄県及び那覇市にて無償で配布している抗原検査キットを使用した場合は、支払い対象となりません。
- ◆ 保険診療請求している検査については、本委託契約での委託料の請求はできません。

【各問合せ先】

(1) HER-SYS の ID 申請、その他 HER-SYS に関する問い合わせ

那覇市保健所新型コロナウイルス感染症現地対策本部

担当：當山、東黒島、速水

TEL：098-853-7975 または 098-917-0225

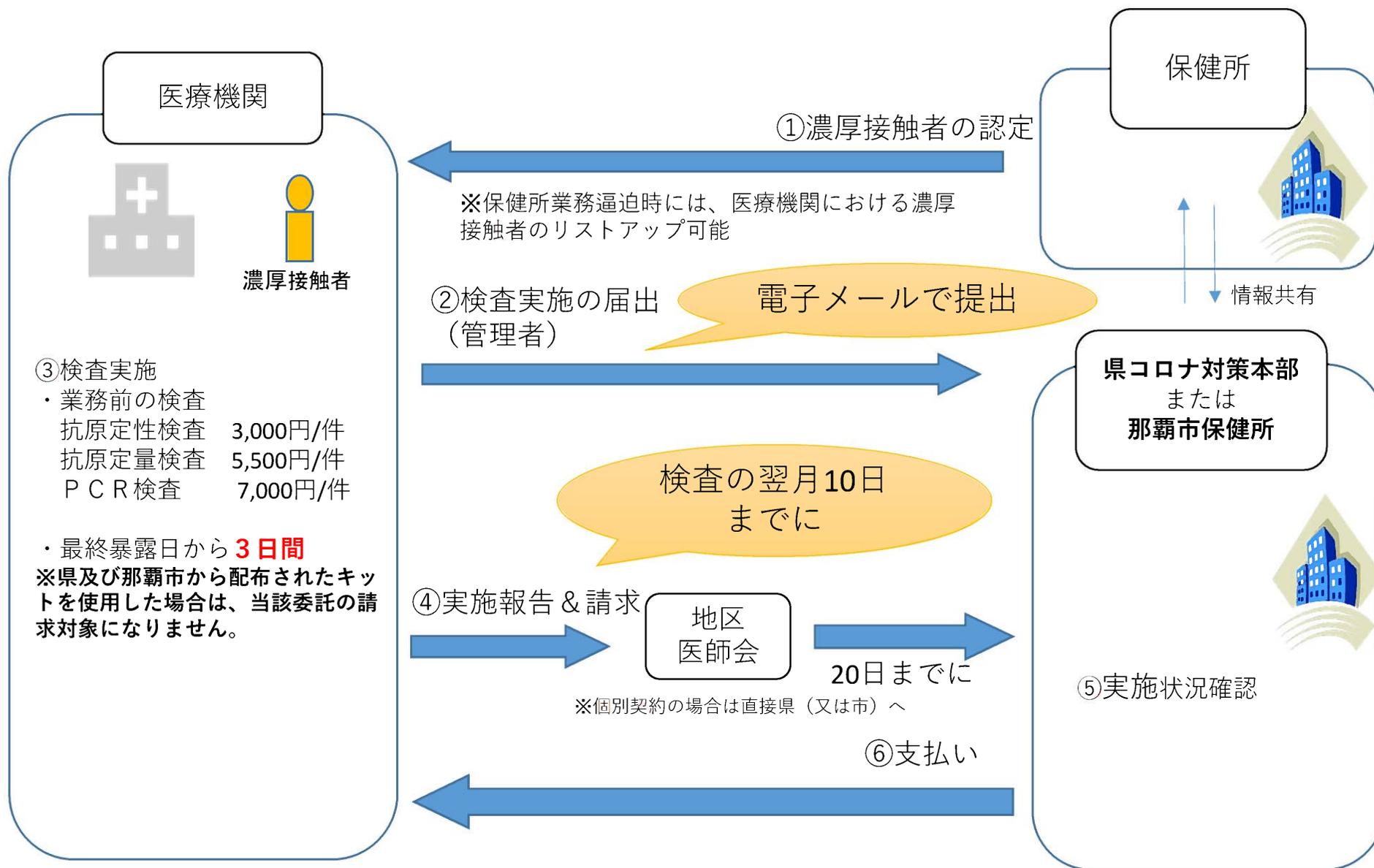
E-mail：K-SOU002@city.naha.lg.jp

(2) 契約の内容、請求に関する問い合わせ

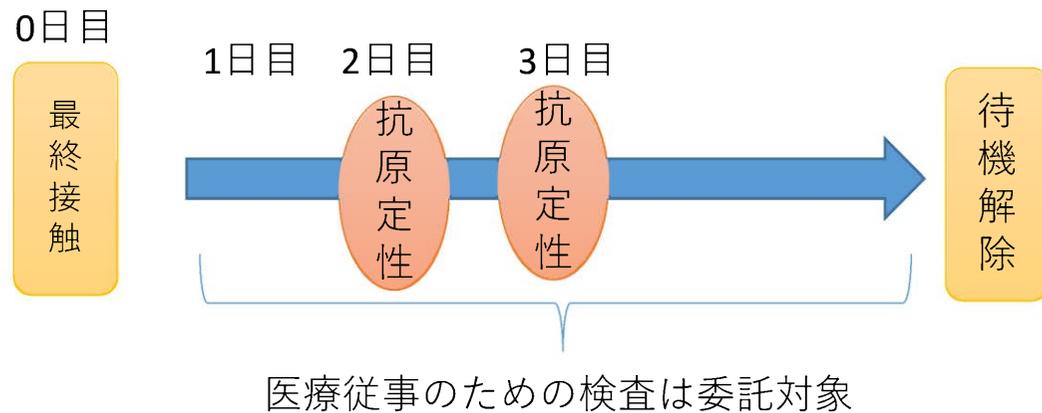
那覇市保健所 保健総務課 感染症グループ 担当：恩納

TEL：098-853-7972

令和4年度 濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査



- 濃厚接触者である医療従事者の業務前検査の対象期間については、オミクロン株が主流となっていることから、最終暴露日から3日間としております。
- なお、今後、濃厚接触者の待機期間の取り扱いに変更があった場合は、それに準じて対象期間が変更となる可能性があります。



1日目～3日目の期間、医療に従事するための業務前検査は、本委託契約の対象

